

# 倉庫の無届解体問題調査特別委員会 記録

開催日時 平成25年1月15日(火) 13:04～13:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長  
山下 力 副委員長  
大国 正博 委員  
太田 敦 委員  
田中 惟允 委員  
浅川 清仁 委員  
岩田 国夫 委員  
高柳 忠夫 委員  
山本 進章 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

傍聴者 9名

## 議 事

- (1) 会議の運営について
- (2) 調査事項の確認について
- (3) 記録等の提出について
- (4) 今後の調査の進め方について
- (5) その他

### <会議の経過>

○井岡委員長 ただ今より、倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日、9名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは認めることとし入室していただきます。

それでは、協議事項に入ります。

はじめに、会議の運営についてですが、まず、会議の公開については奈良県議会委員会条

例第15条に基づき原則として公開としますが、個人のプライバシーに関する場合など、公開しないことが適当と考えられる場合委員会の議決により秘密会とします。

傍聴については以降の委員会においても、傍聴の申し出があった場合20名を限度に許可することとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのようにいたします。

次に、撮影については、報道機関のみ許可することとし記者席からの撮影とすること、録音については、人定尋問の際のプライバシーの問題もあることから、報道機関も含めまして許可しないこと、インターネット中継については行わないこととします。

以上の取扱いでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのようにいたします。

次に、調査事項の確認についてですが、この調査特別委員会はさきの12月定例会最終日に広陵町百済の地における倉庫の無届解体の問題を究明するため、100条調査権を付与され設置されたものです。

その具体の調査事項として、県の同事案に係る事務処理調査委員会の報告がありましたが、資料1にありますように、倉庫の解体工事の無届について、またアスベスト等の建設資材の適正な処理についての事実確認を通じて、県の事務処理の問題点を明らかにすることを目的として調査をしていただきます。

なお、この100条調査権については、地方自治法により特に必要があると認める場合、選挙人その他の関係人に対して、出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができること、また、その請求に正当な理由なく選挙人その他の関係人が応じない場合は、議会に告発する権限が付与されています。いわゆる罰則による強制力を持った委員会であることをご理解願います。

それでは、本日からその事実関係を解明するために調査を行うこととなりますが、この調査権を執行する際には、適正かつ慎重な取り組みをお願いします。

次に、記録等の提出についてですが、調査を進めるにあたりまず県が行いました関係者への事情聴取、現地検査書、アスベストに関する書類などを検証する必要がありますので、資料2のとおり提出を求めてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、資料提出については、議長から記録の提出を求めていただきます。

なお、資料の取扱いについてですが、事前にお手元に配付することとするか、次回の委員会で配付することとするかいかがいたしましょうか。ご意見をお願いします。

○田中委員 委員長一任

○高柳委員 事前をお願いしたい。

○井岡委員長 それでは、1月21日を提出期限としたいと思いますが、次の委員会までに、委員のみなさまに事務局から直接お届けさせていただきます。

次に、今後の調査の進め方についてですが、次回、提出を求めました記録の検証を行っていただきます。

検証を進める過程において、必要により関係者の事情聴取についてご協議いただきます。

なお、今回、提出を求める記録には、情報公開条例に基づく非開示情報が含まれておりますので、次回の委員会は、奈良県議会委員会条例第15条第1項ただし書きの規定による秘密会といたしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、次回行っていただきます記録の検証については、ただ今、秘密会で行っていただくことになりましたが、委員会条例第26条で準用する会議規則第76条第2項で、秘密会の議事は、何人も秘密性の持続する限り他に漏らしてはならないと規定されております。

したがって、提出のあった資料については、コピーすることや記載内容を外部に漏らすことのないよう十分に取扱いにご注意願います。

その他の事項に入ります。

その他、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

手順を言いますと、事務局から資料が届き、次回の委員会を開きますが、次回の委員会に限っては秘密会としたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次回の開催ですが、1月29日火曜日午後1時で、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

これで、本日の委員会を終わります。